



2020年度日本郵便年賀寄付金助成

認定NPO法人東三河後見センター

成年後見制度利用促進のために市民参加の法人後見をシステムとして地域に定着させる事業

令和2年度市民後見人養成講座フォローアップ研修

法人後見のいろいろなカタチ

～市民後見人に期待すること～



日時：令和3年2月7日（日）

受付 13:00～

フォーラム 13:30～15:00

会場：豊川商工会議所2階 A Bホール

（豊川市豊川町辺通4-4）

主催：認定NPO法人東三河後見センター

フォーラム進行表

13:30～

section1

挨拶とフォーラムの概要説明

section2

講師自己紹介と各法人後見の状況について

section3

市民後見人の活動内容と期待すること

section4

成年後見制度利用促進の動きについて

section5

成年後見制度の担い手へのメッセージ

15:00 アンケート回収・フォーラム終了

登壇者のご紹介

[講師]

社会福祉士 高橋 健輔氏

名古屋市社会福祉協議会権利擁護推進部

名古屋市成年後見あんしんセンタ一次長

社会福祉士・精神保健福祉士 住田 敦子氏

尾張東部権利擁護支援センターセンター長

厚生労働省成年後見制度利用促進専門家会議委員

社会福祉士 長谷川 卓也氏

認定NPO法人東三河後見センター代表理事

[司会・進行]

社会福祉士 工藤 明人

認定NPO法人東三河後見センター事務局長

2021.2.7 2020年日本郵便年賀寄付金助成事業
令和2年度市民後見人養成講座フォローアップ研修 シンボジウム
『法人後見のいろいろなカタチ』～市民後見人に期待すること～ 工藤資料
※2020.10.17実施の講座資料の抜粋(シンボジウム用に再編成・表題番号は講座資料のママ)

認定NPO法人東三河後見センター
令和2年度市民後見人養成講座

2020.10.17
13時～15時
豊川商工会議所

市民後見人のすすめ

東三河後見センター 事務局長
愛知県ばあどなあ事業部長
工藤 明人(社会福祉士)
¹

2. 市民後見人の新たな位置づけ(成年後見制度利用促進法との関係)
成年後見制度の利用の促進に関する法律 第2章第11条 (基本方針)②

四 成年被後見人等の死亡後ににおける事務が適切に処理されるよう、成年後見人等の事務の範囲について検討を加え、必要な見直しを行うこと。

五 成年後見制度を利用し又は利用しようとする者の自発的意思を尊重する観点から、**任意後見制度**が積極的に活用されるよう、その利用状況を検証し、任意後見制度が適切にかつ安心して利用されたために必要な制度の整備その他の必要な措置を講ずること。

六 成年後見制度に關し国民の関心と理解を深めるとともに、**成年後見制度がその利用を必要とする者に十分に利用されるよう**にするため、国民に対する周知及び啓発のためには必要な措置を講ずること。

七 成年後見制度の利用に係る地域住民の需要に的確に対応するため、地域における**成年後見制度の利用に係る需要の把握、地域住民に対する必要な情報の提供、相談の実施及び助言**、市町村長による後見開始、保佐開始又は補助開始の審査の請求の積極的な活用その他の必要な措置を講ずること。
³

2. 市民後見人の新たな位置づけ(成年後見制度利用促進法との関係)

成年後見制度の利用の促進に関する法律 第3条 (基本理念)

成年後見制度の利用の促進は、成年被後見人等が、成年被後見人等でない者と等しく、**基本的人権を享有する個人**としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障されるべきこと、**成年被後見人等の意思決定の支援**が適切に行われるとともに、成年被後見人等の**自発的意思が尊重されるべきこと**及び成年被後見人等の**財産の管理のみならず身上の保護**が適切に行われるべきこと等の成年後見制度の理念を踏まえて行われるものとする。

2 成年後見制度の利用の促進は、成年後見制度の利用に係る需要を適切に把握すること、**市民の中**から成年後見人等の**候補者を育成し**その**活用を図ること**を通じて成年後見人等などなる人材を十分に確保すること等により、地域における需要に的確に対応することを旨として行われるものとする。

成年後見制度が始まった当初は、本人の親族が成年後見人に就任することがほとんどでしたが、2012(平成24)年には**親族以外の第三者**が成年後見人に選任される件数が全体の**約52%**となり、制度開始以来、初めて第三者後見人の割合が親族後見人を超えました。

2. 市民後見人の新たな位置づけ(成年後見制度利用促進法との関係)
成年後見制度の利用の促進に関する法律 第2章第11条 (基本方針)②

四 成年被後見人等の死亡後ににおける事務が適切に処理されるよう、成年後見人等の事務の範囲について検討を加え、必要な見直しを行うこと。

五 成年後見制度を利用し又は利用しようとする者の自発的意思を尊重する観点から、**任意後見制度**が積極的に活用されるよう、その利用状況を検証し、任意後見制度が適切にかつ安心して利用されたために必要な制度の整備その他の必要な措置を講ずること。

六 成年後見制度に關し国民の関心と理解を深めるとともに、**成年後見制度がその利用を必要とする者に十分に利用されるよう**にするため、国民に対する周知及び啓発のためには必要な措置を講ずること。

七 成年後見制度の利用に係る地域住民の需要に的確に対応するため、地域における**成年後見制度の利用に係る需要の把握、地域住民に対する必要な情報の提供、相談の実施及び助言**、市町村長による後見開始、保佐開始又は補助開始の審査の請求の積極的な活用その他の必要な措置を講ずること。
³

3. 第三者後見人＝専門職後見人の時代

専門職後見人とは、司法書士や弁護士、社会福祉士等の専門家が後見人になることをいいます。

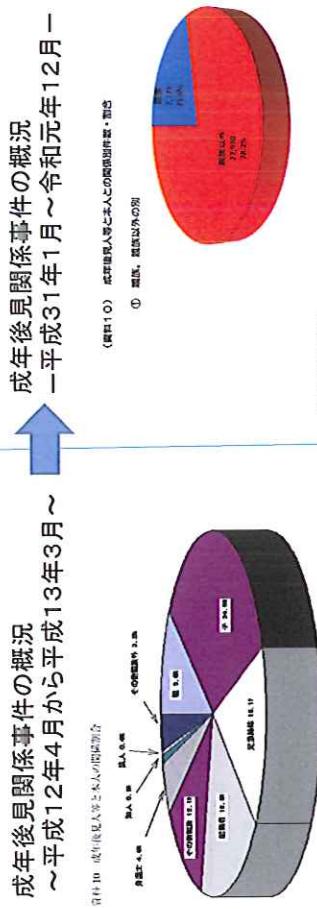
専門職後見人とは、名前の通り“専門職による後見人”を指します。具体的にどの専門職が含まれるのか？という定義に明確なものはないようですが、一般的には以下の士業の人を指すようです。

司法書士 弁護士 行政書士 税理士
社会福祉士 精神保健福祉士

つまり、法律や福祉に関する専門的な知識を持った後見人を“専門職後見人”と呼ぶということです。

3. 第三者後見人＝専門職後見人の時代（スタート時から現在）

4. 市民後見人の登場



○親族以外の第三者が成年後見人等に選任されたものは**全体の10%弱**となつており、その内訳は弁護士が166件、司法書士等が117件などなつてゐる。また、法人が成年後見人に選任されたものは13件どなつてゐる。

3. 第三者後見人＝専門職後見人の時代（親族後見人から専門職後見人へ）

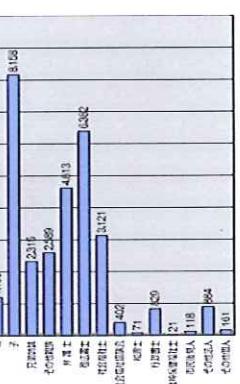
4. 市民後見人の登場

成年後見関係事件の概況
—平成25年1月～12月～

成年後見関係事件の概況 —平成24年1月～12月～

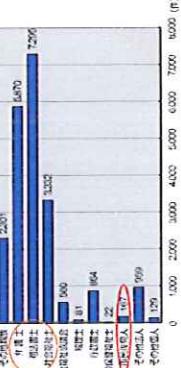
4. 市民後見人の登場

成年後見関係事件の概況
—平成24年1月～12月～



親族以外の第三者が成年後見人等に選任されたものは、**全体の約51.5%**（前年は約4.4%）であり、制度開始以来、初めて親族が成年後見人等に選任されたものを作った。

(注5) 市民後見人の数値は、各家庭裁判所が「市民後見人」として報告した個数を集計したものである。



(注5) 市民後見人とは、弁護士、行政書士、司法書士、社会福祉士、税理士、社会保健康祉士以外の自然人のうち、本人と親族関係及び交友関係がなく、社会貢献のため、地方自治体等（※1）が行う後見人養成講座などにより成年後見制度に関する一定の知識や技術・態度を身に付けた上、他人の成年後見人等になることを希望している者を選任した場合をいう（※2、3）。

3. 第三者後見人＝専門職後見人の時代（スタート時から現在）

4. 市民後見人の登場

後見爆発とは後見が必要な人が爆発的に増えていることです。「後見爆発社会になら」などという表現を使いますが、2025年に団塊の世代が後期高齢者となり2040年には多死社会が到来すると言わわれているその間も、後見爆発社会の到来は実現しています。

2025年 高齢者5人に1人が認知症の時代へ
平成29年度高齢者白書によると、2012年は認知症患者数が約460万人、高齢者人口の15%といつ割合だったものが**2025年には5人に1人**、20%が認知症になるという推計もあります。また、認知症の前段階とされる「軽度認知障害（MCI: mild cognitive impairment）」と推計される約400万人を合わせると、高齢者の**約4人に1人が認知症あるいはその予備群**ということになります。



4. 市民後見人の登場

市民後見推進事業について（※平成23年度から26年度まで実施）

目的

認知症高齢者や一人暮らし高齢者の増加に伴い、成年後見制度の必要性は一層高まってきており、その需要はさらに増大することが見込まれる。また今後、成年後見制度において、後見人等が高齢者の介護サービスの利用契約等を中心とした業務を行ふことが多く想定される。

したがって、こうした成年後見制度の諸課題に対応するためにには、弁護士などの専門職後見人がその役割を担うだけでなく、**専門職後見人以外の市民後見人を中心とした支援体制を構築する必要がある。**

このため、認知症の人の福祉を増進する観点から、市町村（特別区を含む。）において市民後見人を確保できる体制を整備・強化し、地域における市民後見人の活動を推進する事業であつて、全国的な波及効果が見込まれる取組を支援するものである。

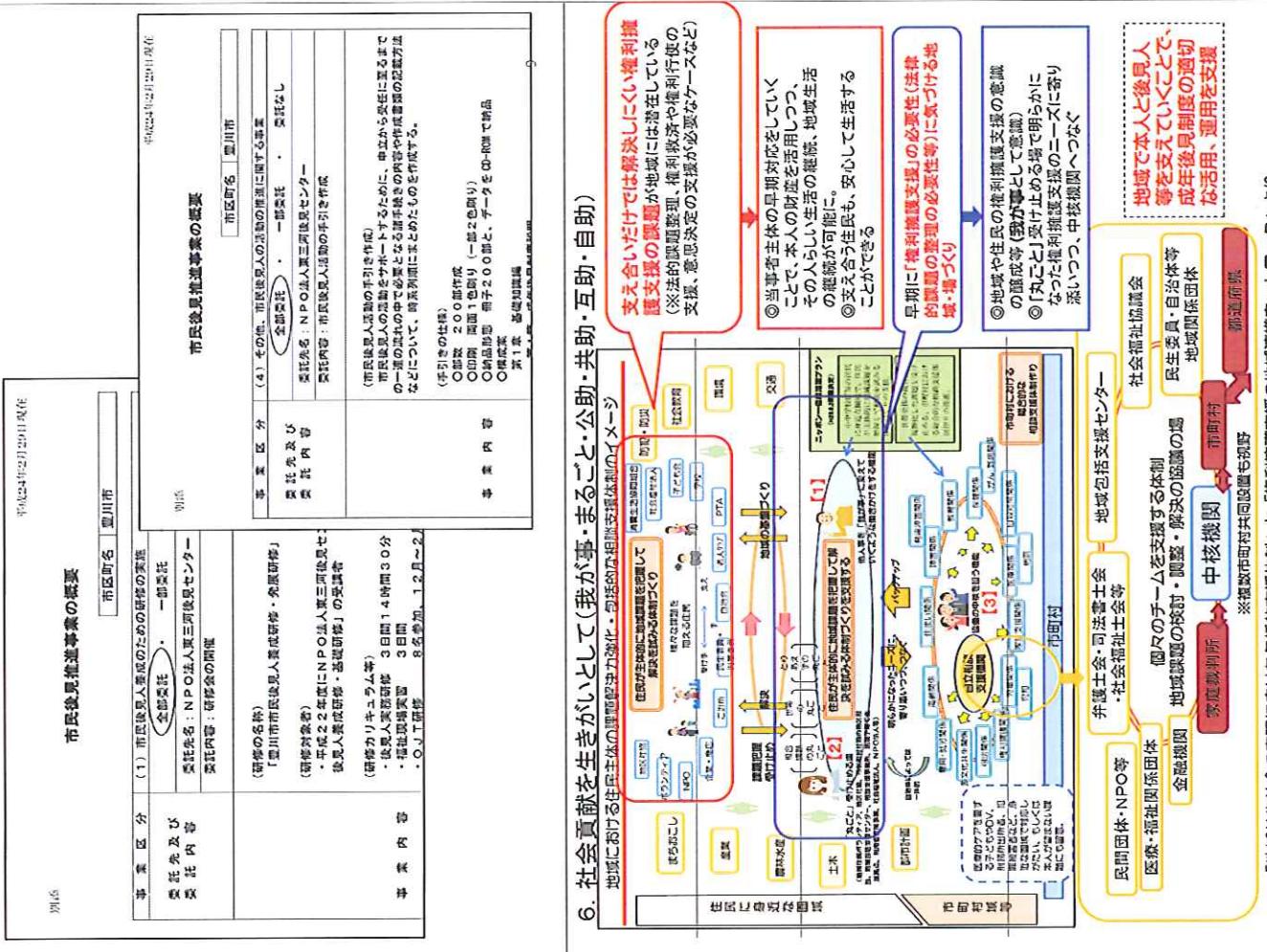
4. 市民後見人の登場

平成23年度市民後見推進事業実施市市区町(37市区町(26都道府県)が実施) および各市区町の事業概要

平成23年4月29日提出 別添	市区町名 豊川市
市民後見推進事業の概要	
事業区分 (1) 市民後見人委嘱のための財産の管理 全額委託 一部委託	市民後見推進事業の概要
委託先及び 委託内容 NPO法人・民間団体等 委託内容: 研修会の開催	市区町名 豊川市
(4) その他、市民後見人の財産の性質に関する事項 全部委託 一部委託 委託なし	
委託先名: NPO法人・民間団体等センター 委託内容: 市民後見人活動の引き受け	(4) その他、市民後見人の財産の性質に関する事項 全部委託 一部委託 委託なし
委託内容: 市民後見人活動の引き受け	横浜市や兵庫県明石市は有償にしており、市民後見人に家裁への報酬付与の申し立てをしてもらっている。損害賠償保険料は、横浜市では市民後見人が個人で負担し、明石市は市社に設けた成年後見制度に関する基金から支払う。
事業内容 (研究会の開催) ・後見人実務研修・公演研究会・公演研究会 ・NPO法人・民間団体等センターの受託講習会 ・後見人実務研修・基礎研修会 ・相談会場実習 ・OJT研修 8名参加、1.2月～2月	横浜市や兵庫県明石市は有償にしており、市民後見人に家裁への報酬付与の申し立てをしてもらっている。損害賠償保険料は、横浜市では市民後見人が個人で負担し、明石市は市社に設けた成年後見制度に関する基金から支払う。
事業内容 (研修会の開催) ・市民後見人活動の引き受け 市民後見人の財産をサポートするために、申立から受任に至るまでの流れの手順をなるべく具体的な内容で作成書類の記載方法などについて、時系列順にまとめたものを作成する。 （引ききの仕組） ○申立数 200件程度 ○申立期間 間隔も色々あり（一部2ヶ月振り） ○申請形態 帰子200部と、データをCD-ROMで納品 ○機関名 豊川市社会福祉課 第1章 基礎知識編	大阪市や名古屋市は無償が原則で、市民後見人に家裁への報酬請求をしないよう理解を求めている。交通費などの経費は利用者に負担してもらい、損害賠償保険料は市側が出す。（省略）
事業内容 (研修会の開催) ・後見人実務研修・公演研究会・公演研究会 ・NPO法人・民間団体等センターの受託講習会 ・後見人実務研修・基礎研修会 ・相談会場実習 ・OJT研修 8名参加、1.2月～2月	大阪市や名古屋市は無償が原則で、市民後見人に家裁への報酬請求をしないよう理解を求めている。交通費などの経費は利用者に負担してもらい、損害賠償保険料は市側が出す。（省略）

7. 市民後見人の活動とボランティア活動との違い

有償？無償？市民後見人の活動 成年後見制度、各地で対応割れる



有償？無償？市民後見人の活動 成年後見制度、各地で対応割れる

認知症などで判断能力が衰えた人を支える成年後見制度で、利用者の財産管理や生活支援を担う専門家以外の「市民後見人」の活動について、福岡家庭裁判所が「ボランティア精神が前提」との考え方を自治体などに伝えている。(中略)

福岡家裁は制度を利用を促すため、市民後見人の活用を決め、養成講座を開く福岡県の自治体や社会福祉協議会に本年度から協力を求めている。文書や担当者との面談で要請している。

この文書で、**市民後見人の定義を「ボランティア精神を前提として、家庭裁判所から成年後見人等として選任される者」と記述**。市民後見人が利用者を負傷させた場合などに備え、損害賠償保険に加入しておくことも求めた。交通費や電話代といった経費の取り扱いには触れていない。(中略)

横浜市や兵庫県明石市は有償にしており、市民後見人に家裁への報酬付与の申し立てをしてもらっている。損害賠償保険料は、横浜市では市民後見人が個人で負担し、明石市は市社に設けた成年後見制度に関する基金から支払う。

大阪市や名古屋市は無償が原則で、市民後見人に家裁への報酬請求をしないよう理解を求めている。交通費などの経費は利用者に負担してもらい、損害賠償保険料は市側が出す。(省略)

7. 市民後見人の活動とボランティア活動との違い

有償？無償？市民後見人の活動 成年後見制度、各地で対応割れる

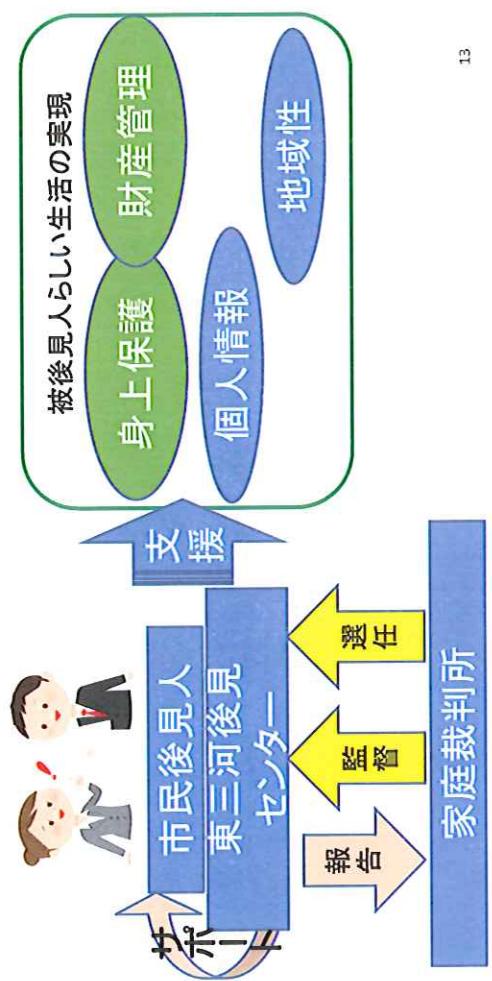
「原則無償と言いかれるか」
山野目章夫・早稲田大学院教授 (民法) 市民後見人は民法上、報酬が与えられる可能性があり、ボランティアが原則ではない。家庭裁判所がボランティアと言いかけることができるのかは疑問が残る。市民後見人は明確な定義が決まっておらず、交通費の支給や、利用者にけがをさせた際などに備える損害賠償保険への加入をどうするかも各地でまちまちだ。後見需要の増加に備え、議論を急ぐ必要がある。

「坦い手確保に向け議論を」
新井誠・中央大教授 (民法) 裁判官にはは独立性があり、後見人の報酬は個別ケースに応じて裁判官が決めるのが妥当。市民後見人とはいって、家庭裁判所は慎重に対応を検討すべきだろう。

ボランティアについて、どんな形を想定しているかを示す必要もある。市民後見人は報酬や働き方が多様で、その多様性を生かしつつ、報酬をどうするか議論し、坦い手を増やすことが大切だ。

7. 市民後見人の活動とボランティア活動との違い
★市民後見人は一般的なボランティアではないのか？

- 権利擁護支援のひとつ＝成年後見制度＝「公的任務」
- 一般的なボランティアに「公的任務」があるか？



13

8. 地域の住民としての市民後見人
9. 市民後見人像を考える

1.最高裁判所の考え方

成年後見関係事件の概況－平成25年1月～12月－（最高裁判所事務総局家庭局）に市民後見人の考え方方が示されています。
集計上の便宜的定義として、「市民後見人とは、弁護士、司法書士、社会福祉士、税理士、行政書士及び精神保健福祉士以外の自然人のうち、本人と親族関係がなく、社会貢献がなく、交友関係などにより成年後見制度に関する一定の知識や技術・態度を身に付けた上、他人の成年後見人等になることを希望している者を選任した場合をいう（※2、3）。」

※1 地方自治体の委嘱を受けた社会福祉協議会、NPO法人、大学等の団体を含む。

※2 市民後見人については平成23年から調査を開始しているが、同年及び平成24年の市民後見人の数値は、各家庭裁判所が「市民後見人」として報告した個数を集計したものである。

※3 当局実情調査における集計の便宜上の定義であり、市民後見人がこれに限られるとする趣旨ではない。

8. 地域の住民としての市民後見人
9. 市民後見人像を考える

2.報告書、文献等にみられる「市民後見人」(1)

- 日本成年後見学会作成「市町村における権利擁護機能のあり方にに関する研究会」平成18年度報告書
弁護士や司法書士などの資格はもともとの社会貢献への意欲や倫理観が高い一般市民の中から、成年後見に関する一定の知識・態度を身に付けた良質の第三者後見人等の候補者
- 「成年後見制度の現状の分析と課題の検討」成年後見制度研究会報告書
市民後見人については、成年後見人等に就任すべき親族がおらず、本人に多額の財産がなく紛争性もない場合について、本人と同じ地域に居住する市民が、地域のネットワークを利用した地域密着型の事務を行うという発想で活用することが当面有効である。

15

2.報告書、文献等にみられる「市民後見人」(2)

- 筑波大学 上山教授「実践 成年後見2009.1」
市民後見人に委嘱する事案としては、難易度の低い事案、たとえば具体的には「日常的な金銭管理や安定的な身上監護が中心の事案、紛争性のない事案等、必ずしも専門性が要求されない事案」が一般的に想定されている。
- 「専門職後見人と身上監護（第2版）」上山泰 2010 （株）民事法研究会
利用者の家族以外の第三者が、地域における公益活動として、無報酬もしくはごく低額の報酬によって成年後見人等に就任するケース
- 岩間伸行「市民後見人とは何か-権利擁護と地域福祉の新たな担い手-」
社会福祉研究第113号 2012.5月号

市民後見人とは、家庭裁判所から成年後見人等として選任された一般市民のことであり、専門組織による養成と活動支援を受けるながら、市民としての特性を活かした後見活動を地域における第三者後見人の立場で展開する権利擁護の担い手のことである。

14

16

8. 地域の住民としての市民後見人 9. 市民後見人像を考える

市民後見人の要素

- ①司法書士、弁護士、社会福祉士等の専門職でない一般の市民である。

②市民後見人養成講座を終了している。

③実際に家庭裁判所から後見人として選任されている→個人受任のパターン

④個人受任が原則である。(多数の社会福祉協議会、NPO法人等が法人後見を行っている現状から、**法人後見の「支援員」として活動している形態もある。**)

⑤任意後見人は含まれない

⑥自治体またはその委託を受けた社会福祉協議会、NPO法人等の実施機関、さらに専門職等の**サポートを受けている**。

⑦本人と同じ地域に住んでいる。

⑧社会資源として本人のための権利擁護活動をする。

11. 市民後見人の活動形態

市民後見人の活動形態は、大きく、「個人」での活動と「法人」での活動の2つに分けることができる。

1)個人での活動

一般的な市民が、自治体等との連携もなく、まったくの個人で、市民後見人として家庭裁判所から選任を受けるのは非常に難しく、そのような例はほとんどないように思われます。

通常、一般的な市民が個人で市民後見人として活動しようとする場合、自治体主導の仕組みを活用する必要があります。具体的には、居住地の市町村が開催している**市民後見人養成研修を受講した上で、当該市町村により市民後見人候補者として登録されることが必要です。**(以下、市町村により市民後見人候補者として登録された市民のことを「登録市民」と呼びます。)

2)法人での活動

地域において、市民が主体となってNPO法人や一般社団法人等(以下、市民後見法人といいます)を設立して、**その法人が後見を受任することにより市民後見活動を行っています**。近年、徐々に増えています。

この場合、個々の市民は、当該法人の会員等のメンバーになることによって、後見に係る事務に携わることになります。

市民個人が市町村の推薦なしに家庭裁判所から選任を受けることは非常に困難ですが、法人の場合、一定の要件を備えていれば選任を受けることも可能となります。実際、相当数の後見受任を受け、実績を積んでいる法人も少なくありません。

東京大学教育学研究科生涯学習論研究室+地域後見推進センター

11. 市民後見人の活動形態

市民後見人の活動スタイル

市民後見人が活動する際の主な形として、
①単独選任型、②複数選任型、③監督人選任型などがあります。

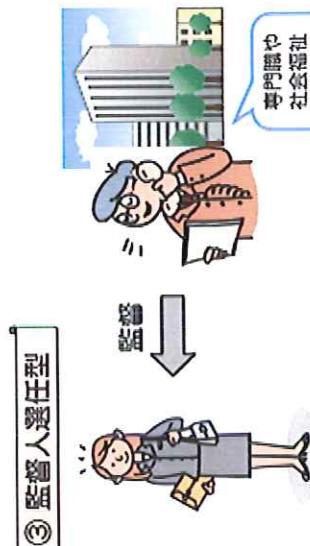


※ この他に、社会福祉協議会等の法人が成年後見人等に選任され、市民後見人の養成研修を受講した人が、その法人のスタッフの一員として活動しているケースもあります。

出典・参考 地域で支える成年後見制度 ~市民後見を中心~
<https://www.courts.go.jp/vc-files/courts/file4/H29.1kouhou.pdf>

11. 市民後見人の活動形態

名古屋市
あんしんセンター
尾張東部福利擁護支援センター
春日井市



市民後見人が後見人に、専門職等が監督人に選任されるスタイル



出典・参考 地域で支える成年後見制度 ~市民後見を中心~
<https://www.courts.go.jp/vc-files/courts/file4/H29.1kouhou.pdf>

【法人後見の状況】

令和2年12月31日 現在

○法人(センター)名	社会福祉法人 名古屋市社会福祉協議会 名古屋市成年後見あんしんセンター（中核機関） 法人後見センターなごやかぼーと
○法人(センター)所在地	名古屋市北区清水4丁目17-1 市総合社会福祉会館
○法人(センター)設立年月日	あんしん：2010年10月、法人：2013年7月
○法人が対象としている地域	名古屋市内在住の方

○法定後見受任の状況

受任総数

50名

	後見	保佐	補助	合計
認知症高齢者				
知的障がい者			別紙のとおり	
精神障がい者				
その他				

○任意後見制度利用者

任意後見人受任者 0名 (対応していない)

○職員の状況

常勤職員	12名	非常勤職員	
------	-----	-------	--

※社会福祉士等の有資格者数 11名

○法人(センター)組織の機能と役割(簡単で結構ですので、ご記入ください)

別紙のとおり

○行政との関係(簡単で結構ですので、ご記入ください)

- ・名古屋市成年後見あんしんセンター（中核機関）の委託
- ・名古屋市成年後見制度利用促進計画の策定

○主な収入源(予算)(簡単で結構ですので、ご記入ください)

- ・あんしんセンター委託料：59,894千円（令和2年度予算）
- ・法人後見センター後見報酬・社協自主財源：21,941千円（令和2年度予算）

○市民後見人養成の取り組みの状況(簡単で結構ですので、ご記入ください)

- ・市民後見人候補者養成研修の実施（7期まで：186名養成）
- ・市民後見人バンク登録者の研修、受任者研修・サロンなどの開催（各年4回）
- ・市民後見人の受任調整（市民後見人サポート委員会の運営）
- ・市民後見人の支援・監督（受任件数は別紙のとおり、成年後見監督人）

○今後の課題と事業展開(簡単で結構ですので、ご記入ください)

- ・名古屋市成年後見制度利用促進計画に基づく取り組み
 - ・区チーム会議を通じたケース検討、候補者調整、後見人支援の仕組みづくり
 - ・権利擁護支援協議会の運営（地域課題の解決策の検討）
 - ・親族後見人支援の仕組みづくり
 - ・法人後見活動の支援

○その他(自由記載)

市民後見人の皆様へ

- ・市民後見、法人後見の強みは、本人に寄り添った後見活動だと感じています。
- ・市民後見人、法人後見支援員には市民感覚を活かした活動を期待しています。
- ・また、研修や後見活動を通じて得た経験を活かして、日常生活においても見守り・支え合う、そんな役割を担っていただくと権利擁護の考えが広がると思います。

福祉・医療・介護に携わる皆様へ

- ・後見人が本人の生活のすべてを決める存在ではありません。
- ・皆様が日常、本人への支援を通じて知った本人の意思はぜひ代弁してください。
- ・意思決定支援は、後見人だけが行うものではありません。
- ・本人の生活を本人が決める、それを一緒に支援していきましょう。

※メールアドレスをお知らせください。「法人後見の状況」エクセルシートをお送りいたします。担当山本 kouken-six@joy.ocn.ne.jp

名古屋市社会福祉協議会

【所在地】名古屋市北区清水四丁目 17 番 1 号 名古屋市総合社会福祉会館 5 階

【電話】(あんしん) 052-856-3939 (法人) 052-856-2580 【FAX 共通】 052-919-7585

【HP】(あんしん) <http://www.nagoya-seinenkouen.jp/> (法人) <http://www.nagoya-shakyo.jp/>

名古屋市成年後見あんしんセンター

I 設置・運営

平成 22 年 10 月から名古屋市社会福祉協議会が名古屋市から委託を受けて運営しています。

令和 2 年 7 月から中核機関となりました。

II 事業内容

(1) 成年後見制度に関する相談（無料）

- ① センター職員（社会福祉士）による一般相談
- ② 弁護士・司法書士による専門相談（予約制）

(2) 市民後見人候補者養成研修

市民を対象に計 11 日間約 50 時間の講習

(3) 市民後見人候補者バンクの設置・運営

受任に備えてフォローアップ研修等を実施

(4) 市民後見人の受任調整

「市民後見人サポート委員会」で市民後見人受任調整

(5) 市民後見人の後見活動への支援・監督

成年後見監督人として市民後見人活動の監督・支援

(6) 成年後見制度に関する広報・啓発

(7) 市長申立事務（戸籍調査・申立決定に係る事務を除く）

(8) 法人後見支援事業 法人後見団体の相談・意見交換

(9) 親族後見人等の活動支援・相談対応

(10) 後見人等候補者の受任調整

(11) 協議会の運営

III 実績

(令和 2 年 12 月末現在)

(1) 市民後見人候補者バンク登録者

養成研修 修了者	登録者			廃止者 未登録者
	男性	女性	計	
186 人	39 人	68 人	107 人	79 人

(2) 市民後見人受任状況

認知症	知的障がい	精神障がい	計
39 件 (内 22 件終了)	16 件 (内 4 件終了)	1 件	56 件 (内 26 件終了)

※すべて後見類型で、個人受任。名古屋市社会福祉協議会が成年後見監督人に選任されています。

法人後見センターなごやかぽーと

I 設置・運営

平成 25 年 7 月から名古屋市社会福祉協議会の独自事業として法人後見事業を実施しています。

II 事業内容

・法人後見事業

法人後見業務及び法人後見に関する相談業務。

法人後見受任調整委員会（外部委員）、法人後見支援員の協力を得ながら、適切な事業運営を行っています。

III 実績

(令和 2 年 12 月末現在)

受任状況

	補助	保佐	後見	計
認知症	1 件 (1 件)	8 件 (1 件)	38 件 (19 件)	47 件 (内 21 件終了)
知的 障がい	2 件	12 件	6 件 (2 件)	20 件 (内 2 件終了)
精神 障がい		4 件	3 件 (1 件)	7 件 (内 1 件終了)
計	3 件 (1 件)	24 件 (1 件)	47 件 (22 件)	74 件 (内 24 件終了)

市民参加による権利擁護支援に取り組みます。



「名古屋市における市民後見人の活動」

令和3年2月7日（日）東三河後見センター
令和2年度市民後見人フォローアップ研修



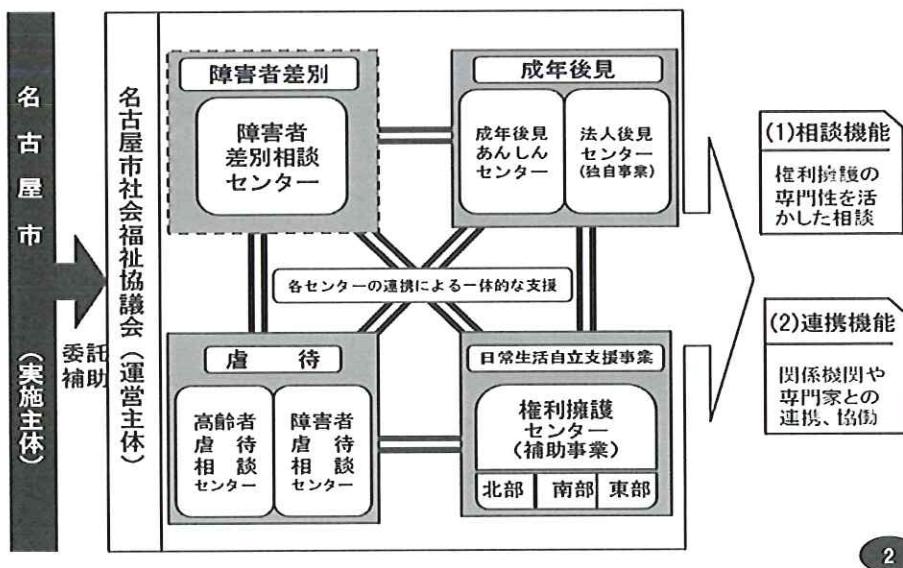
名古屋市成年後見あんしんセンター

Nagoya City Adult Guardianship Relief Center

名古屋市社会福祉協議会 権利擁護推進部

1

1 名古屋市社会福祉協議会の権利擁護推進体制



2 名古屋市の成年後見に関する取り組み

(1) これまでの歩み

- ・平成20年11月 名古屋市社協第三者後見研究会報告書を発行
- ・平成22年6月 名古屋市がセンターの受託法人募集→社協応募・選定
- ・平成22年10月 名古屋市成年後見あんしんセンター開設
- ・平成22年11月 第1期市民後見人候補者養成研修開催
(平成22、23、24、26、27、29、30年度計7回開催、修了者186名)
- ・平成23年12月 市民後見人（個人受任）第1号誕生
(令和2年12月末現在：56事案受任、バンク登録者107名)
- ・平成25年7月 名古屋市社協法人後見センター開設（自主事業）
(令和2年12月末現在：74事案受任)
- ・令和2年3月 名古屋市成年後見制度利用促進計画を策定
- ・令和2年7月 中核機関を受託（成年後見あんしんセンター機能強化）
- ・令和2年11月 権利擁護支援協議会を設置

3

(2) 名古屋市成年後見制度利用促進計画

① 計画期間

令和2(2020)年度～令和6(2024)年度の5か年

②取り組みの方策

- ・権利擁護支援の地域連携ネットワークの仕組みづくり
- ・中核機関の設置
- ・協議会の設置

- <今後の成年後見制度利用促進に向けた課題>
- 1 成年後見制度の正しい理解の促進
 - 2 制度利用に係る専門的支援の充実
 - 3 身上保護を重視した支援の仕組みづくり



4

3 名古屋市成年後見あんしんセンターの事業内容

- ① 成年後見制度に関する専門相談・申立支援
- ② 成年後見制度に関する広報・啓発
- ③ 市民後見人候補者養成研修事業
- ④ 市民後見人候補者バンクの設置・運営
- ⑤ 市民後見人の受任調整
- ⑥ 市民後見人の後見活動への支援及び監督
- ⑦ 市長申立事務
- ⑧ 成年後見制度に関わる機関・団体との連携
- ⑨ 法人後見支援事業
- ⑩ 親族後見人等の活動支援・相談対応
- ⑪ 後見人等候補者の受任調整
- ⑫ 協議会の運営

※市民後見人の
取り組みに
変更なし

※令和2年7月から
新たに位置づけ

5

4 名古屋市の市民後見人に関する取り組み

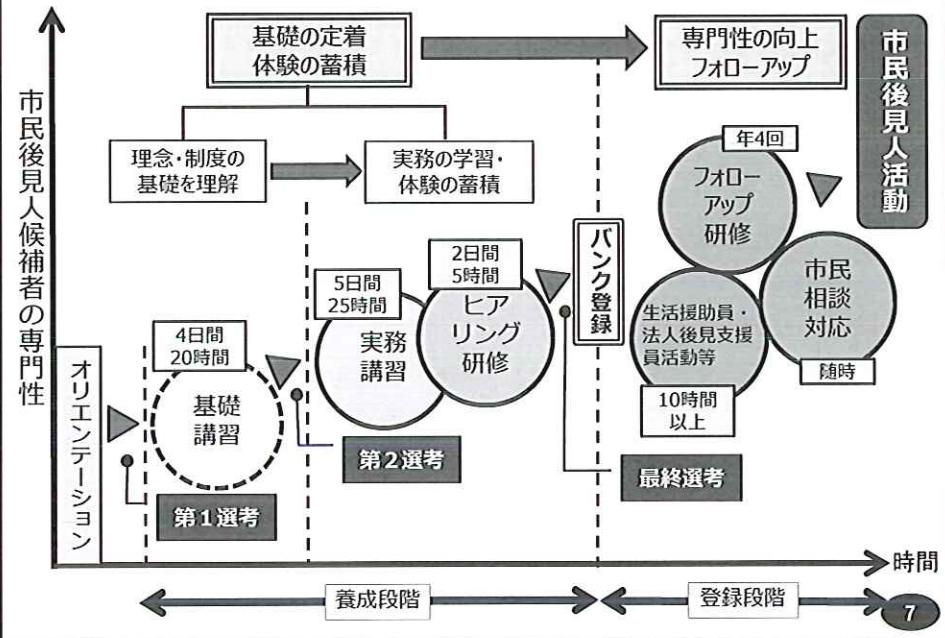
(1) 名古屋市の市民後見人の特徴

- ・成年後見あんしんセンターで養成されたバンク登録者が個人受任している。
- ・市長申立ての後見類型の事案を受任している（親族申立て2件実績あり）。
(市民後見人の受任が適した事案は、市長申立て事案の約1割弱程度、年々減少)
- ・名古屋市社協がすべての事案で、成年後見監督人に就任している。
- ・市民後見人・監督人ともに、報酬付与の申立てはしていない（無報酬）
- ・市民後見人の必要な交通費・通信費等実費は、被後見人に請求している。
- ・市民後見人の被後見人面会は、週1回を原則としている。

本会では市民後見人を、「親族以外の第三者の成年後見人等として家庭裁判所から選任された市民（個人）」をさすものとしています。

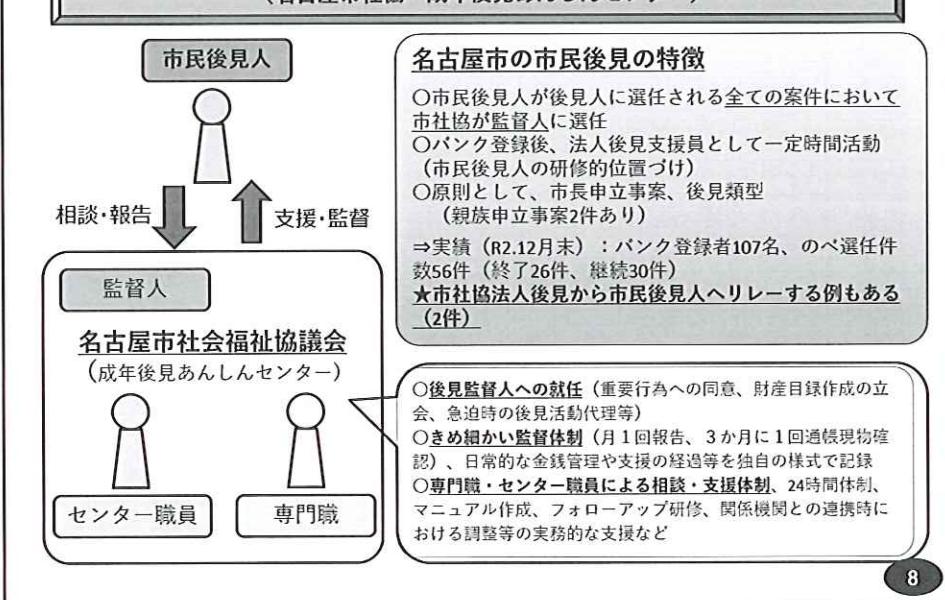
6

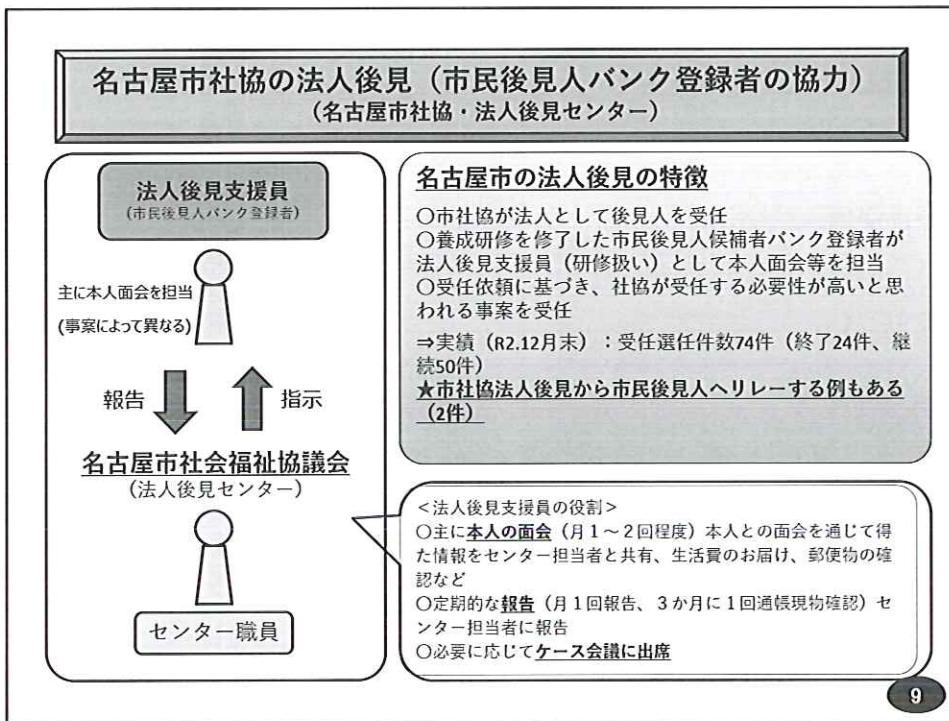
(2) 市民後見人候補者養成の流れ



令和2年度成年後見制度利用促進体制整備研修資料より一部改変

市民後見 + 名古屋市社協の法人監督 (名古屋市社協・成年後見あんしんセンター)





5 市民後見人と地域共生社会～市民らしさ、市民目線とは～

(1) 本人寄り添い型の後見活動 ～本人とのコミュニケーションの工夫～

参加支援

- ・週1回本人に会いに行っているおかげで顔を覚えてもらい、話が弾んでいます。
- ・本人がかつて住んでいた地域に出向き、まちの様子を話しながら本人の関心事を探しています。
- ・本人のかつての趣味であった写真をヒントに、デジカメを持って行き、写真を見ながらお話ししています。
- ・本人と施設内と一緒に散歩し、コーヒーを飲みながらゆっくりお話ししています。
- ・会話の中で「買い物に行きたい」との希望を叶えるため、施設職員と相談し、これまでていなかった外出をするようになりました。
- ・本人の耳元で童謡を歌って楽しい雰囲気を作りました。そうしているうちに、同室の患者さんと一緒に歌うようになりました。
- ・疎遠であった家族に、最近の本人の様子を伝えるためお手紙を書きました。

→ **本人の意思を確認し、悩みながら本人と関わり続ける。**

10

(2) 人生経験を活かした地域福祉型の後見活動

地域づくり
(に向けた支援)

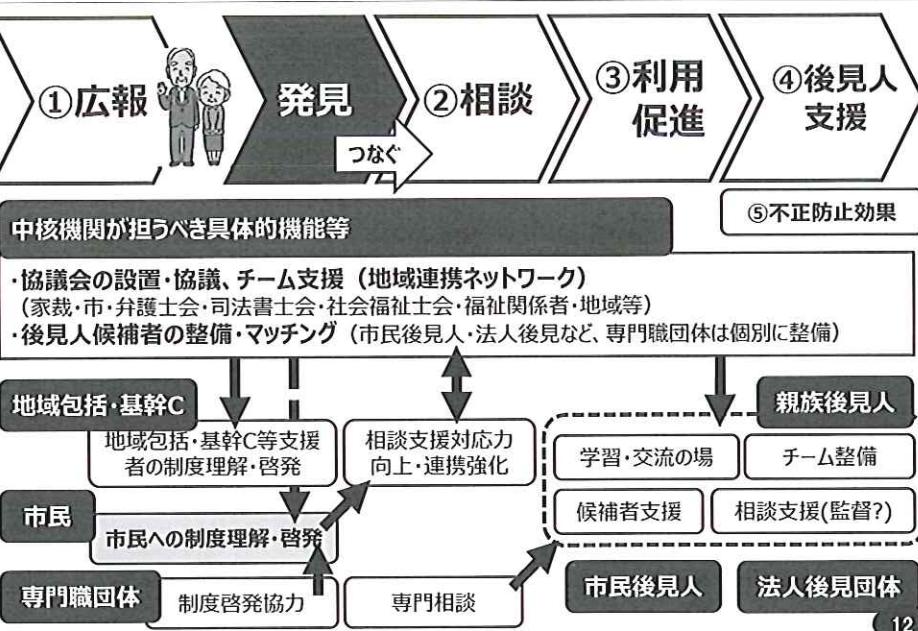
～地域づくり（施設を含めた地域）の取り組み～

- ・防災ボランティアの経験を活かして、被後見人本人が住む入所施設で防災訓練を近隣の住民とともに実施しました。
- ・入所施設の運営推進会議に出席し、施設内の運営について第三者として意見を伝えています。
- ・日常生活の中で、気になる近所の方に、地域包括支援センターを紹介したり、民生委員さんと連携し、家族に連絡し、成年後見あんしんセンターを紹介しました。
- ・市民後見人の研修で学んだことを活かして、区社会福祉協議会の地域福祉活動計画の委員、ふれあいきいきサロン、認知症カフェのボランティアに参加しています。
- ・市民後見人で作成した啓発チラシを活用して制度の啓発、困りごとを抱えた方の発見につなげています。

→ 市民後見人の活動は地域共生社会の実現につながる。

11

(3) 市民後見人の役割・期待



12

市民後見人による広報～我が事の活動へ～

創刊1955年

週刊

福祉新聞

THE FUKUSHI SHIMBUN

2017年(平成29年)6月19日月曜日発行

発行者 福祉新聞社 TEL00-0013 東京都千代田区神田3-3-1 高文会館1階
電話 (03)3581-0431 www.fukushishimbun.co.jp



名古屋市で活動する市民後見人パンク登録者たち

エリア情報

市民後見人を知って チラシ作り活動アピール

名古屋市
市民後見人パンク登録者たち
が、毎年春と秋に「市民後見人登録者アピールチラシ」を作成して、市内各所で配布しています。このチラシは、市民後見人の特徴や活動内容などを紹介するものです。

名古屋市では、毎年春と秋に「市民後見人登録者アピールチラシ」を作成して、市内各所で配布しています。このチラシは、市民後見人の特徴や活動内容などを紹介するものです。

名古屋市では、毎年春と秋に「市民後見人登録者アピールチラシ」を作成して、市内各所で配布しています。このチラシは、市民後見人の特徴や活動内容などを紹介するものです。

名古屋市では、毎年春と秋に「市民後見人登録者アピールチラシ」を作成して、市内各所で配布しています。このチラシは、市民後見人の特徴や活動内容などを紹介するものです。

名古屋市では、毎年春と秋に「市民後見人登録者アピールチラシ」を作成して、市内各所で配布しています。このチラシは、市民後見人の特徴や活動内容などを紹介するものです。

名古屋市では、毎年春と秋に「市民後見人登録者アピールチラシ」を作成して、市内各所で配布しています。このチラシは、市民後見人の特徴や活動内容などを紹介するものです。

名古屋市では、毎年春と秋に「市民後見人登録者アピールチラシ」を作成して、市内各所で配布しています。このチラシは、市民後見人の特徴や活動内容などを紹介するものです。

名古屋市では、毎年春と秋に「市民後見人登録者アピールチラシ」を作成して、市内各所で配布しています。このチラシは、市民後見人の特徴や活動内容などを紹介するものです。

13

コロナ禍を乗り越えよう！ 福祉・医療従事者の皆様へエールを送ります。 なごや市民後見人パンク登録者より

市民後見人の声を集めました！

名古屋市成年後見あんしんセンターホームページで公開
→<http://nagoya-seinenkouken.jp/news/archives/1801>

14

【法人後見の状況】

令和2年12月31日 現在

○法人(センター)名	特定非営利活動法人 尾張東部権利擁護支援センター
○法人(センター)所在地	愛知県日進市竹の山四丁目301番地
○法人(センター)設立年月日	2011年 10 月 1 日
○法人が対象としている地域	瀬戸市、尾張旭市、豊明市、日進市、長久手市、東郷町

○法定後見受任の状況 受任総数 58 名 (累計102名)

	後見	保佐	補助	合計
認知症高齢者	16	6	1	23
知的障がい者	4	2	2	8
精神障がい者	18	5	4	27
計	38	13	7	58

○任意後見制度利用者

任意後見人受任者 0 名

○職員の状況

常勤職員	7	非常勤職員	5
------	---	-------	---

※社会福祉士等の有資格者数 7 名

○法人(センター)組織の機能と役割(簡単で結構ですので、ご記入ください)

平成23年～
法人後見、広報・啓発、相談、人材育成の事業を尾張東部圏域行政から委託するため、行政によってNPO認定まで行われ法人が設立された。

平成31年～
中核機関として、6市町村より委託を受ける。

○行政との関係(簡単で結構ですので、ご記入ください)

委託関係(6市町)

年3回 6市町の課長とセンターによる運営に関する会議体がある。

年6回 6市町の課長および専門職で構成される会議体は協議会として位置づけられている。

○主な収入源(予算)(簡単で結構ですので、ご記入ください)

令和3年度予算 委託費	約4200万円
事業収入(見込)	約1600万円
合計	約5800万円

○市民後見人養成の取り組みの状況(簡単で結構ですので、ご記入ください)

平成27年 市民後見人に関する検討委員会を設置 計6回開催、事業開始

第1期市民後見人養成研修開催

平成29年 第2期市民後見人養成研修開催・バンク登録者

平成31年 第3期市民後見人養成研修開催

家裁からの選任 20件（センター後見人等、監督人）2020.12月現在

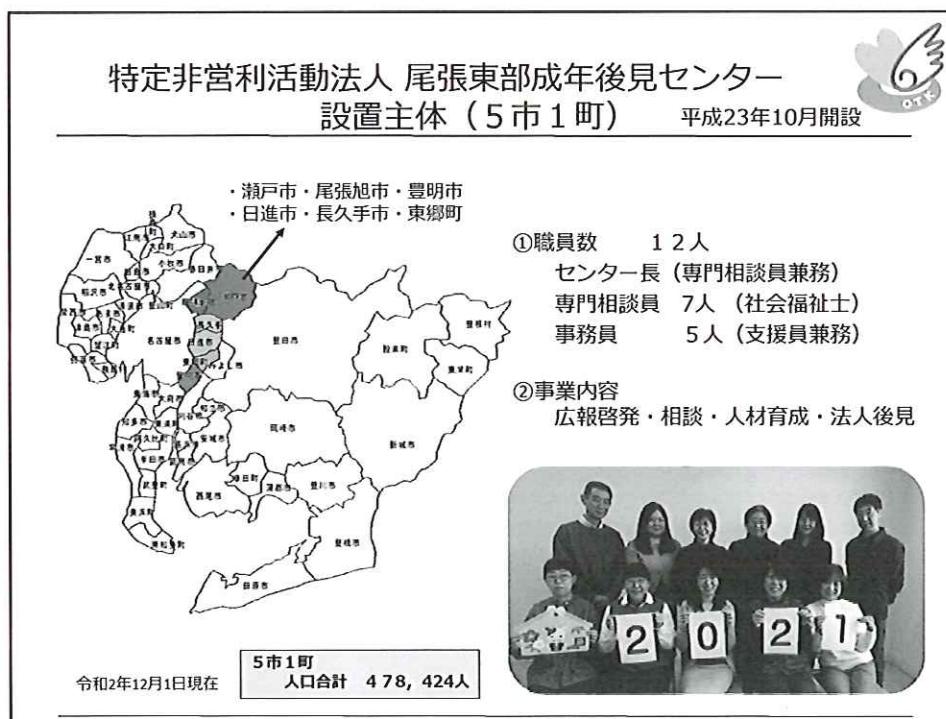
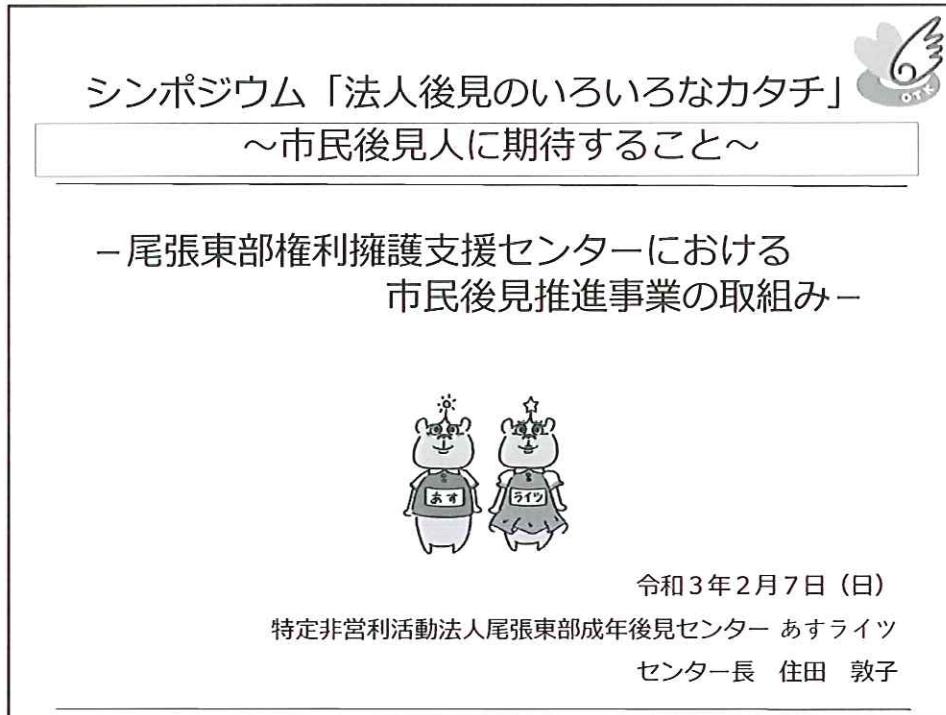
○今後の課題と事業展開(簡単で結構ですので、ご記入ください)

平成31年10月、尾張東部成年後見センターから、尾張東部権利擁護支援センターに名称変更しました。成年後見のみならず地域の権利擁護支援を推進するため、虐待に関する相談(外部のアドバイザーの活用)を行いつつ、行政、相談機関との役割を明確にしていきたいと考えます。また、意思決定支援の推進についても行う予定です。

○その他(自由記載)

県内の権利擁護センター等、家庭裁判所、愛知県との情報交換、連携が必要

※メールアドレスをお知らせください。「法人後見の状況」エクセルシートをお送りいたします。担当山本 kouken-six@joy.ocn.ne.jp



市民後見推進事業の取組



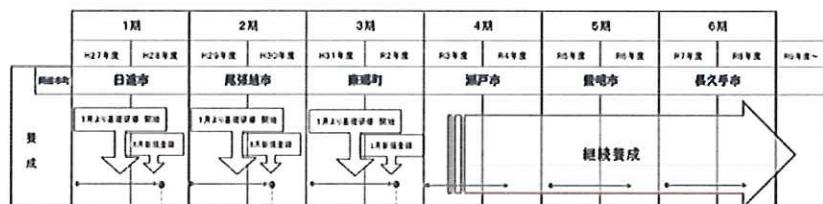
平成27年

尾張東部圏域における市民後見人養成に関する

検討委員会の設置

令和3年

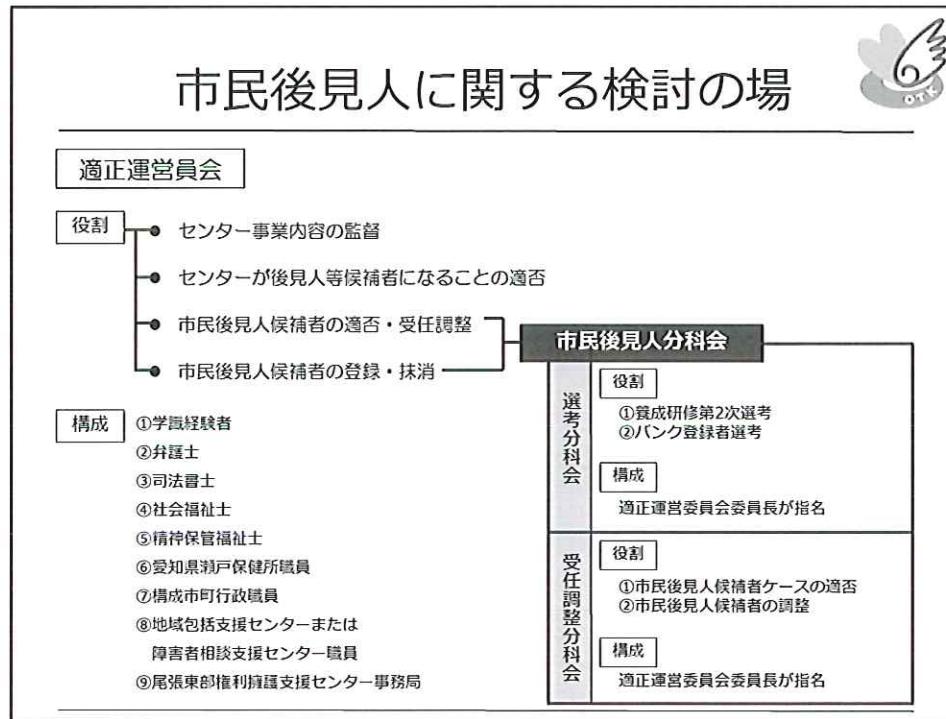
尾張東部圏域における市民後見検討委員会



市民後見人養成の取り組み



目的	権利擁護の担い手と地域福祉の向上
めざす姿	権利擁護活動を地域の社会貢献活動として行う 社会貢献型ボランティア
定義	家庭裁判所から成年後見人等として個人で選任される 専門職による活動支援をうける 市民としての特性活かした後見活動を地域で展開する
要件	①後見業務を適正に担う人材であること ②後見人として必要な知識、技術、社会規範、倫理観を備えていること ③所定の研修を修了しバンク登録をしていること ④センターからの推薦により家庭裁判所からの選任を受けることができる



本人状況	
資産状況	高額な財産は所有せず、また多額の債務もないもの 不動産処分を伴わない事案
居住状況	安定的居住（在宅・施設）が確保されているもの
生活状況	身上監護上、困難性がなく、見守りが中心なもの
親族状況	親族がいる場合には、親族間の紛争等がないもの
支援体制	介護サービスなど本人を支援する体制が構築されているもの
その他	虐待や権利侵害など急迫した事情を有しない 地域からの後見活動が可能な事案

市民後見人バンク登録と受任実績



令和3年1月27日現在

	瀬戸市	尾張旭市	豊明市	日進市	長久手市	東郷町	合計
1期登録	3	3	3	8	1	1	19
受任経験	2	2	1	3	1	1	10
2期登録	6	7	1	5	0	0	19
受任経験	4	4	0	2	0	0	10
3期登録	0	1	3	2	1	1	8
登録合計	9	11	7	15	2	2	46
受任合計	6	6	1	5	1	1	20

被後見人等の状況



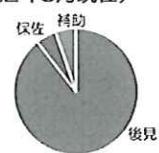
尾張東部圏域の市民後見人は、後見類型だけでなく、補助・保佐類型の方も受任しています。

被後見人等の区分は認知症が16名と最も多く、知的障害が2名、精神障害が1名となっています。

類型別受任者数（令和2年8月現在）

後見	17
保佐	1
補助	1
計	19

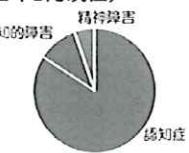
(終了含む)

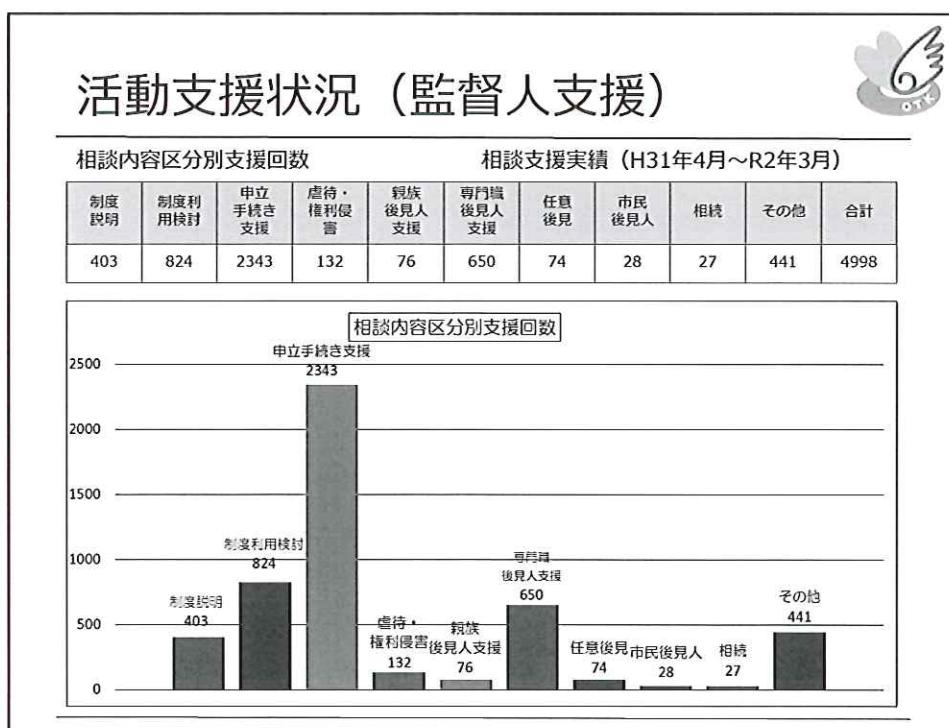
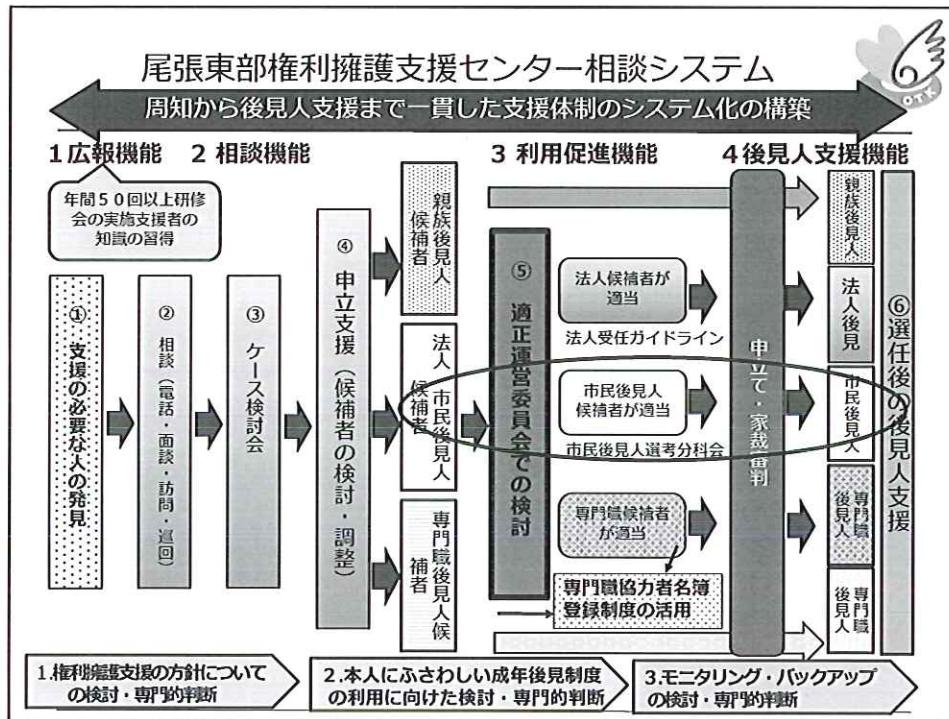


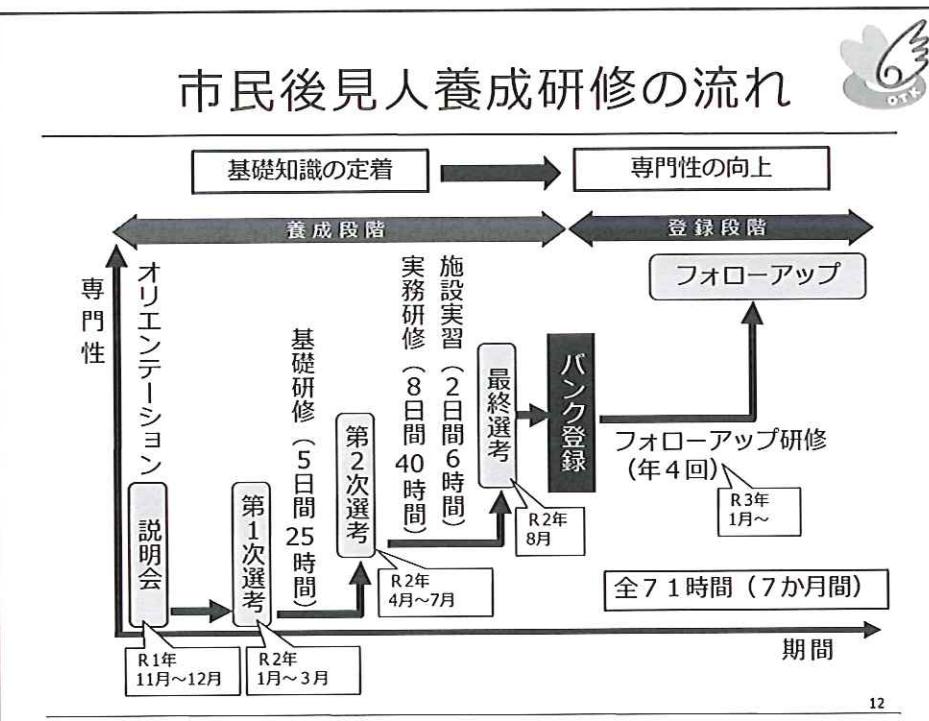
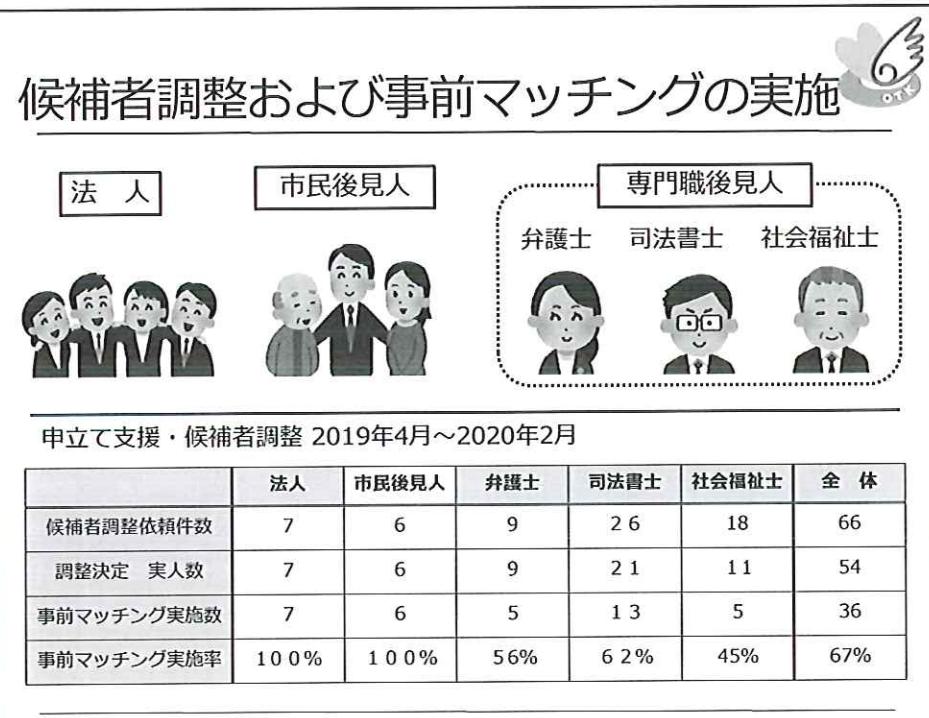
区別別受任者数（令和2年8月現在）

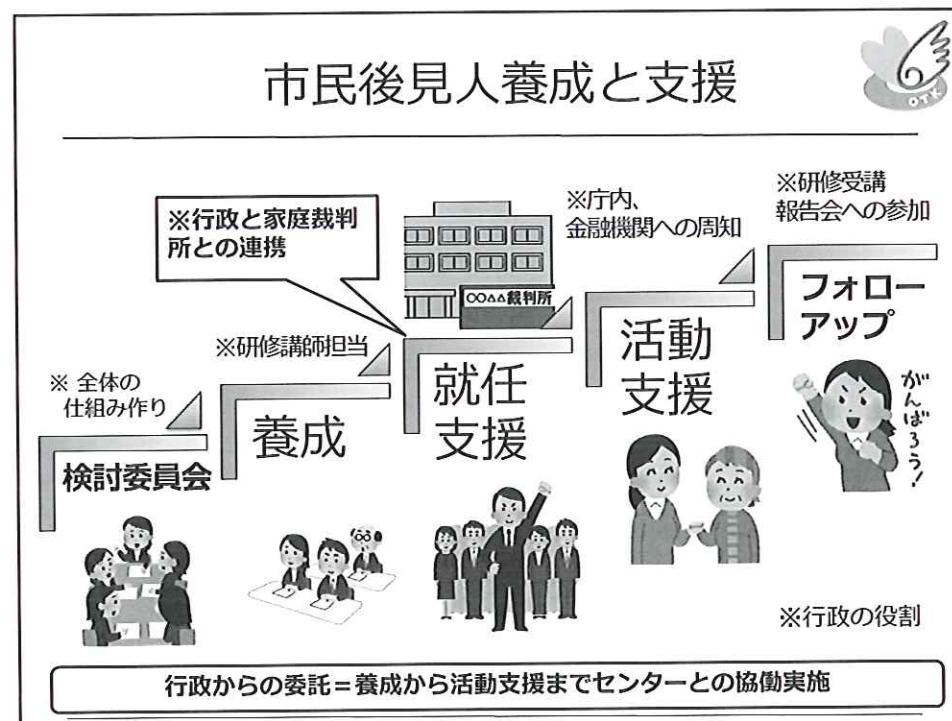
認知症	16
知的障害	2
精神障害	1
計	19

(終了含む)









市民後見人かわら版 『くろこ』



市民後見人の活動について、毎年かわら版を発行し選任状況や具体的な活動の様子をみなさんにお伝えしています。



相手の言葉は理解していても、言葉で表現できないご本人に対して、一緒に手をとり、頃を歌い支え続ける市民後見人さん。今では訪問終了時にご本人が涙されることも…市民後見人が心の支えです。今年で5年目を迎える市民後見活動。今後もご本人の心を支え続けます。

平成29年6月 第1号



市民後見人として初めて保佐人として活動していただきました。在宅生活を希望するご本人。『ご本人の本当の気持ちはどうだろう』入院後自宅で暮らすことが難しくなったご本人の気持ちに寄り添い、施設もいくつか転居しながら寄り添い続けた活動の報告です。

平成30年6月 第2号



『市民後見人さんに自分の書いた名前を見てもらいたい』と文字を書く練習を始められたり、笑顔が多くなったりと、週1回「自分に会いに来てくれる」市民後見人の存在が、ご本人の生きる支えとなりました。市民後見人さんは、お仕事を続けながらご本人に会いに行き、最後まで寄り添い、励まし続けられました。

令和元年6月 第3号



市民後見人が訪問して楽しくおしゃべりされることをとても楽しみにされていました。体調を崩して入院された時には市民後見人に励まされ、笑顔を見せられました。市民後見人はコロナ禍で団会がかなわなくなっていても手紙や絵葉書でご本人にメッセージを送らわれています。

令和2年5月 第4号

愛知県市民後見推進事業



平成29年度に単独開催、その後平成30年度より尾張北部権利擁護支援センターと共同受託により、市民後見推進のための広報・啓発活動を継続しています。

4回目となる本年度は一般社団法人愛知県社会・尾張北部権利擁護支援センターとの共同受託にて開催予定です。

市民後見推進事業実績 ※愛知県からの受託事業

年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
開催日	平成29年9月24日	一宮市：平成31年1月30日 刈谷市：平成31年2月2日	令和2年3月3日	令和3年3月3日
主催者	尾張東部成年後見センター（旧名村）	尾張東部成年後見センター、 尾張北部権利擁護支援センター共催	尾張東部権利擁護支援センター、 尾張北部権利擁護支援センター共催	尾張東部権利擁護支援センター、 尾張北部権利擁護支援センター、 愛知県社会福祉士会共催
開催地	名古屋市	一宮市、刈谷市	名古屋市	名古屋市
参加人数	288人	190人	80人 (※コロナウイルス対策)	定員300名で参加者募集中 オンライン参加あり
概要	タイトル 「知って得する成年後見制度」 ①講演 『成年後見制度と市民後見の推進』 ②市民後見人の活動報告 ③甘利 『知って納得！市民後見人』 パネルディスカッション	タイトル 「昔ながら生きる味を守る ～成年後見制度の活かし方～」 ①講演 ②パネルトーク 『市民後見人の実践事例』	タイトル 『経営で学ぶ市民後見』 ①【著者で笑って学ぶ成年後見】 ②講演 『市民後見人がめざすもの』 ③パネルトーク 『市民後見活動の実際 あなたにできる地域貢献』	タイトル 『あなたもできる市民後見』 ①講演 『権利擁護としての成年後見制度』 ②パネルトーク 『市民後見人の活動とこれから』

第1期市民後見人養成研修とバンク登録



第2期市民後見人養成研修とバンク登録



第3期市民後見人養成研修とバンク登録



オリエンテーション



基礎講習



実務講習



バンク登録者選考会



市民後見人バンク登録第3期生

【法人後見の状況】

令和2年12月31日 現在

○法人(センター)名	認定NPO法人東三河後見センター
○法人(センター)所在地	豊川市豊川町辺通4の4 豊川商工会議所3階
○法人(センター)設立年月日	2009年2月22日
○法人が対象としている地域	愛知県東部・東三河地域（豊橋市・豊川市・蒲郡市・新城市・田原市・設楽町・東栄町・豊根村）

○法定後見受任の状況（令和2年12月19日現在）

受任総数 100名

	後見	保佐	補助	合計
認知症高齢者	17	8	6	31
知的障がい者	39	12	7	58
精神障がい者	8	3	0	11
計	64	23	13	100

○任意後見制度利用者

* 保佐監督人1を含みます

任意後見人受任者 1 名

○職員の状況

常勤職員	2	非常勤職員	5
------	---	-------	---

※社会福祉士等の有資格者数 6 名

○法人(センター)組織の機能と役割(簡単で結構ですので、ご記入ください)

成年後見制度利用の相談・支援及び適切な候補者がいない場合は、相談者と 利用者に依頼されれば候補者となり、受任する。 東三河地域の法人後見団体の先駆者として地域の法人後見団体結成を側面から 支援し、「市民参加の法人後見」の実践により成年後見制度の利用促進に貢献する。

○行政との関係(簡単で結構ですので、ご記入ください)

委員会の委員、研修会講師、相談支援などで関わりがあるが、委託・受託の関係は ほとんどない。
--

○主な収入源(予算)(簡単で結構ですので、ご記入ください) * 令和元年度決算額。

収入の大半は成年後見等の受任による報酬付与の受取です。(25,100,000円、全体の86%) 2番目に多いのが会費・寄付です。(2,258,847円、全体の8%) 経常収益合計は、29,019,718円でした。
--

○市民後見人養成の取り組みの状況(簡単で結構ですので、ご記入ください)

現在4回目の市民後見人養成講座を開催中です。18人が受講し、現在17名

受講中です。 50時間程度の座学と3日間の福祉現場実習を行い、全カリ

キュラム参加者を修了者としています。

3回生までの市民後見人候補者名簿登録者は31名で、そのうち法人後見の担当者として活動しているのは19名です。

○今後の課題と事業展開(簡単で結構ですので、ご記入ください)

経営を維持するために必要な職員数の雇用ができないため、市民後見人の支援

・点検・指導がおろそかになりがち。

行政からの金銭的支援はもらえそうもないで、報酬付与が多額になる不動産の

処分・売却や相続などが関わる案件も積極的に受任し、収入を引き上げるくらい

しか方法がない。 福祉に絡む地域社会の問題解決に熟達することにより、

いずれは認められ収入につながるのではないかと期待している。

○その他(自由記載)

多くの市民が成年後見に参加することにより、地域福祉の新しい分野が作られていくのではないかと期待している。

市民がボランティア精神に基づいて法人後見の事務担当者の職務を遂行する中で

自発性、社会性、創意工夫などをおおいに發揮することで、

専門職には見られない、本人が喜ぶ活動を展開することが期待される。

※メールアドレスをお知らせください。「法人後見の状況」エクセルシートをお送りいたします。担当山本 kouken-six@joy.ocn.ne.jp

2021.2.7 フォーラム・市民後見人フォローアップ研修についてのアンケート

令和2年度市民後見人フォローアップ研修を受講いただきありがとうございました。

当法人の今後の活動の参考とさせていただきたいと思いますので、お手数おかけいたしますが、アンケートにご協力お願いいたします。

(1) あなた自身について選択してください。

質問事項	回答
1 年代	<input type="checkbox"/> 20代 <input type="checkbox"/> 30代 <input type="checkbox"/> 40代 <input type="checkbox"/> 50代 <input type="checkbox"/> 60代 <input type="checkbox"/> 70代以上
2 性別	<input type="checkbox"/> 男性 <input type="checkbox"/> 女性
3 仕事	<input type="checkbox"/> 介護・福祉関係 <input type="checkbox"/> 医療関係 <input type="checkbox"/> 行政機関関係 <input type="checkbox"/> 無職 <input type="checkbox"/> その他()
4 資格	<input type="checkbox"/> 社会福祉士 <input type="checkbox"/> 介護福祉士 <input type="checkbox"/> 精神保健福祉士 <input type="checkbox"/> 司法書士 <input type="checkbox"/> 行政書士 <input type="checkbox"/> 看護師 <input type="checkbox"/> 医療ソーシャルワーカー <input type="checkbox"/> 介護支援専門員 <input type="checkbox"/> 社会保険労務士 <input type="checkbox"/> その他()
5 この研修を何で知りましたか	<input type="checkbox"/> 研修のチラシ <input type="checkbox"/> インターネット <input type="checkbox"/> 当法人のホームページ <input type="checkbox"/> その他()

(2) 研修の内容について次の項目で該当する評価項目に○をつけてください。

(評価 4:大いに満足 3:やや満足 2:やや不満 1:大いに不満)

評価項目	評価
①研修会の案内の方法、媒体、内容についていかがでしたか？ 【自由記述】	4 3 2 1
②研修会会場について、参加しやすさ、アクセス、広さはいかがでしたか？ 【自由記述】	4 3 2 1
③研修会のレジュメについて、内容、分量、分かりやすさはどうでしたか？ 【自由記述】	4 3 2 1
④研修会の時間配分、進め方はどうでしたか？ 【自由記述】	4 3 2 1
⑤研修会を受講して、今後のあなたの実践に活かせる内容でしたか？ 【自由記述】	4 3 2 1

※裏面もお願いします。